

示

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 27 日

山形県公安委員会



日時	令和8年9月3日	午前9時30分	場所	山形県総合交通安全センター
----	----------	---------	----	---------------

[illegible]

公

示

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 27 日

山形県公安委員会



日時	令和8年9月3日 午前9時30分	場所	山形県総合交通安全センター
----	------------------	----	---------------

[illegible]